岩手県立大学盛岡短期大学部ひめかみ寮管理運営業務仕様書

１　適用範囲

この仕様書は、公立大学法人岩手県立大学が発注する岩手県立大学盛岡短期大学部ひめかみ寮（以下「ひめかみ寮」という。）の給食、施設管理及び各種設備点検・保守業務（以下「本業務」という。）を委託契約により履行する場合に適用する。

２　契約図書の優先順位

全ての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合、その優先順位は、下記によるものとする。

第１位　業務内容説明書及び質問、回答書

第２位　岩手県立大学盛岡短期大学部ひめかみ寮管理運営業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）

３　業務の目的

本業務は、給食調理、施設管理、設備点検・保守の３部門とし、関係諸法令並びに委託者の定めた岩手県立大学盛岡短期大学部学寮規程、ひめかみ寮消防計画及びその他の関係諸規則を遵守し、以下の目的達成に努め、もってひめかみ寮の安全かつ効率的な運営を実現することを目的とする。

（１）ひめかみ寮自治会と十分に連携を取り、物理的、精神的に入寮生の安全かつ衛生的な生活環境を維持すること。

（２）施設の無事故、無公害及び入寮生の無事故に努め、各種の事故を防止すること。

（３）最適な業務計画を作成し、環境衛生、安全等の確保、修繕費の軽減と設備機器等の耐用年数の延伸を図ること。

４　業務の内容

主な業務の内容は、別に定めるもののほか、次の各号に掲げる業務とする。

（１）給食調理及び提供に関すること。

（２）施設管理に関すること。

（３）施設の環境整備、清掃に関すること（寮生が行う清掃区域を除く。）。

（４）温水ボイラー設備の日常点検、定期点検、法定点検及び保守に関すること。

（５）地下タンク設備の定期点検、法定点検、及び保守に関すること。

（６）受水槽及び高架水槽設備の定期点検、法定点検、及び保守に関すること。

（７）消防用設備の定期点検、法定点検及び保守に関すること。

（８）その他必要と認められる立会い、連絡調整及び報告に関すること。

５　報告及び記録

（１）業務の遂行に必要があると認められる業務内容の報告及び記録の様式については、受託者において作成し、あらかじめ監督員の承諾を得ることとする（（３）に規定するものを除く。）。

（２）業務内容の報告及び記録は、業務終了後速やかに提出し、監督員の承諾を受け必要な期間保存する。

（３）主な報告及び記録は、下記のとおりとする。なお、記載内容については監督員と協議の上、任意の様式により必要な事項を記載するものとする。

ア　ひめかみ寮管理運営業務週報（様式第１号）

イ　ボイラー月例点検表（様式第２号）

ウ　ひめかみ寮事件・事故報告書（様式第３号）

エ　その他監督員が必要と認める書類

6　管理責任者・総括責任者

受託者は、当該業務の実施にあたり、受託者を代理する管理責任者を選任のうえ、次の業務にあたらせるものとする。

（1）業務実施に関する監督員との連絡調整

（2）仕様書に基づく細部事項の打ち合わせ

（3）業務従事者の管理及び指揮監督

また、管理責任者を補佐する者として総括責任者を配置する。なお、統括責任者は寮管理人を兼ねるとともに、原則としてひめかみ寮に住み込みさせるものとし、これにより難い場合は、総括責任者のほか当直員等を配置するものとする。

7　業務従事者の資格等

各業務の従事に際して必要となる資格がある場合には、各業務の業務仕様書により定めるものとする。

8　業務従事者の確認等

（1）業務開始に先立ち、業務従事者の経歴（6 ヶ月以内に撮影した写真を添付、)、資格証明書等の写し（有効期限の定めがある資格については有効期限内の写しとし、契約期間内に更新した場合には、その都度提出するものとする。）及び責任体制を示す書面を提出し、監督員の承諾を受けるものとする。

（2）監督員が業務従事者として不適当と認めた者については、協議のうえ、業務従事者を交代させるものとする。

（3）業務従事者の交代にあたっては、原則として事前に監督員の承諾を受けるとともに、交代者と十分に引き継ぎを行い業務に支障のないようにするものとする。

（4）業務従事者は、岩手県立大学盛岡短期大学部学寮規程、ひめかみ寮消防計画等を遵守するほか、業務遂行上危険を伴う場合は、安全施設又は安全帽等必要な措置をとるものとする。また、監督員の指示に従うものとする。

9　相互協力

各業務従事者は、互いはもちろんのこと、他の各種受託業者と連絡を密にし、必要のある事項について相互に協力し、適切な業務執行にあたるものとする。

10　その他

業務ごとの詳細仕様については、別に定めるものとする。

11　疑義

この仕様書に定めのない事項、またはこの仕様書に疑義が生じた場合には、必要に応じて監督員と協議するものとする。

12　本業務の実施に要する受託者が専ら使用する場所

本業務を実施するため、受託者が配置する総括責任者が以下の場所を使用することを認めるものとする。なお、その使用にかかり発生する光熱水費等は受託者の負担とする。

ひめかみ寮内	管理人室	(14.6 ㎡)
	台所	(6.0 ㎡)
	浴室	(3.0 ㎡)
	厨房脇トイレ	(2.7 ㎡)
	〃　休憩室	(8.4 ㎡)
	合　計	34.7 ㎡

（様式第１号）

ひめかみ寮管理運営業務週報

総務財務課　　長	管財契約Ｇリーダー	グループメンバー	発議者

平成　　年度　　第　　週	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日
報告者　総括責任者氏名	㊞

日付	在寮生数	給食提供数量		管理巡回時間		
		朝食	夕食	１回目	２回目	３回目
／　　(日) 天候	人	食	食	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで
／　　(月) 天候	人	食	食	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで
／　　(火) 天候	人	食	食	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで
／　　(水) 天候	人	食	食	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで
／　　(木) 天候	人	食	食	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで
／　　(金) 天候	人	食	食	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで
／　　(土) 天候	人	食	食	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで

新規入寮者数（週計）	１年　　人	退寮者数（週計）	１年　　人
	２年　　人		２年　　人
	計　　人		計　　人

【記　　事】（点検等実施状況）

【特記事項】

（様式第2号）

ボ イ ラ ー 月 例 点 検 表

設置施設名	岩手県立大学盛岡短期大学部ひめかみ寮	総務室長	総務財務課長	管財契約Gリーダー	ボイラー技士	グループメンバー	発議者	点検員
ボイラ型式等	昭和鉄工製　SKMT－E2003A（A重油焚）　2004年3月設置							
点検実施年月日	平成　　年　　月　　日							

点検項目及び点検事項			状態		特記事項（措置した事項等）
			良好	不良	
ボイラー本体		損傷の有無			
燃焼装置	油加熱機及び燃料送給装置	損傷の有無			
	バーナー	汚れ及び損傷の有無			
	ストレーナー	詰まり及び損傷の有無			
	バーナータイル及び炉壁	汚れ及び損傷の有無			
	煙道	漏れ、損傷及び通風圧異常の有無			
自動制御装置	起動及び停止装置	機能の異常の有無			
	火災検出装置	機能の異常の有無			
	燃料遮断装置	機能の異常の有無			
	水位調節装置	機能の異常の有無			
	不完全燃焼防止装置	機能の異常の有無			
	電気配線	端子の異常（緩み等）の有無			
付属装置及び付属品	給水装置	損傷及び異常の有無			
	保温状態	機能の異常の有無			

（様式第３号）

ひめかみ寮事件・事故報告書

総務室長	総務財務課長	管財契約Ｇリーダー	グループメンバー	
学生支援室長	学生支援課長	学生支援Ｇリーダー		発議者

事件・事故の種別		事　件　　事　故（　施設管理　・　人身　）
事件・事故名（概要）		
発生年月日・時間 ※時間は24h表記による		平成　　年　　月　　日　　曜日　　時　　分　天候：
事件・事故の対象等	当事者１	入寮生（学籍番号：　　）・委託業務従事者・その他（　　）
		氏　名　　連絡先
	当事者２	入寮生（学籍番号：　　）・委託業務従事者・その他（　　）
		氏　名　　連絡先
	対象物	建物・設備（厨房・ボイラー・ガスコンロ・その他（　　））
		名称・型式等
事件・事故発生後の通報		警察へ通報→通報時間（　　）通報の相手方（　　）
		消防へ通報→通報時間（　　）通報の相手方（　　）
		大学事務局へ連絡→連絡先（　　）
事件・事故発生後にとった措置（応急措置等）		
事件・事故の状況		

以下記入不要（事務局記入欄）

【対応】

公立大学法人 岩手県立大学

岩手県立大学盛岡短期大学部学寮規程

平成17年4月1日
規程第51号

（目的）
第1条　この規程は、岩手県立大学盛岡短期大学部学寮（以下「学寮」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）
第2条　学寮の名称及び位置は、次のとおりとする。

名　称	岩手県立大学盛岡短期大学部　ひめかみ寮
位　置	盛岡市中野一丁目 20 番 11 号

（学寮の目的）
第3条　学寮は、寮生の共同生活を通じて自律的かつ協調的な人間の形成に資することを目的とする。

（収容対象、収容定員及び在寮期間）
第4条　学寮の収容対象、収容定員及び在寮期間は、次のとおりとする。

収容対象	岩手県立大学盛岡短期大学部　女子学生
収容定員	80人
在寮期間	2年

2　前項の収容定員に満たない場合には、岩手県立大学女子学生を収容対象とすることができる。

（入寮）
第5条　学寮に入寮を希望する者（以下「入寮希望者」という。）は、入寮願（様式第1号）に誓約書（様式第2号）その他学長の指定する書類を添えて学長に願い出るものとする。
2　学長は、前項の入寮願を審査のうえ入寮を適当と認めるときは、入寮許可書（様式第3号）により入寮希望者に通知するものとする。

（寄宿舎料）
第6条　寮生は、別に定める寄宿舎料を納めなければならない。

（経費の負担）
第7条　学寮の維持及び保全に要する経費その他大学が負担する経費以外の経費は、寮生が負担しなければならない。
2　経費の負担区分は、別に定める。

（施設保全の義務）
第8条　寮生は、居室、共用施設その他学寮の施設を、常に正常な状態において保全し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
(1)居室を居室以外の目的に使用すること。
(2)施設、設備等に工作を加え、又はき損すること。
2　寮生は、防火管理、災害防止その他学寮施設の管理運営の必要からする指示に積極的に協力しなければならない。
3　寮生の責に帰する事由によって、建築物、設備を滅失又はき損したときは、当該寮生にその損害の全部又は一部を賠償させることがある。

（学寮生活に必要な規約）
第9条　寮生は、学寮における日常生活上の具体的な問題を処理し、自主的にこれを規律するため、学長の承認を得て学寮生活に必要な規約を作成するものとする。
2　前項の規約には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
(1)寮生活の方針に関する事項
(2)寮内組織に関する事項
(3)風紀秩序に関する事項
(4)会計に関する事項
(5)保健衛生に関する事項
(6)防火に関する事項
(7)規約改正の手続きに関する事項
3　前項の規約の改廃は、学長の承認を受けるものとする。

（懇談会の開催）
第10条　盛岡短期大学部長は、寮生との連絡を円滑にするため、随時懇談会を開催するものとする。

（閉寮）
第11条　春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日における閉寮の期間は、その都度定める。
2　閉寮期間中にやむを得ない理由で、在寮を希望する寮生は、学長に願い出て許可を受けなければならない。

（退寮）
第12条　寮生は、退寮しようとするときは、退寮届（様式第4号）を学長に提出しなければならない。
2　寮生が、学寮の管理運営上著しく支障をきたす行為をしたときは、退寮を命ずることがある。

（部外者の宿泊）
第13条　学寮には、部外者を宿泊させてはならない。

（補則）
第14条　この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附　則
この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

入　寮　願

年　月　日

岩手県立大学盛岡短期大学部学長　様

学科　　専攻　年

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

保証人　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

本人との続柄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

岩手県立大学盛岡短期大学部ひめかみ寮に入寮したいので、保証人連署のうえお願いします。

様式第2号（第5条関係）

誓　約　書

年　　月　　日

岩手県立大学盛岡短期大学部学長　様

学科　　専攻　　年

氏　名　　㊞

岩手県立大学盛岡短期大学部ひめかみ寮に入寮を許可されたからには、学寮規程を固く守ることを誓います。

保証人　住　　所

職業及び本人との続柄

氏　　名　　㊞

入寮中本人に関する一切のことは保証人が引き受けます。

様式第3号（第5条関係）

入　寮　許　可　書

年　　月　　日

学科　　専攻　　年　学籍番号　　番

様

岩手県立大学盛岡短期大学部学長

　年　月　日付けで願い出のあった岩手県立大学盛岡短期大学部ひめかみ寮入寮について、下記のとおり許可します。

記

入寮許可期間　　年　月　日から　　年　月　日まで

様式第4号（第12条関係）

退　寮　届

年　月　日

岩手県立大学盛岡短期大学部学長　様

学科　　専攻　年

氏　名　　㊞

保証人　住　所

氏　名　　㊞

岩手県立大学盛岡短期大学部ひめかみ寮に入寮中のところ、　月　日退寮しますのでお届けします。

ひめかみ寮自治会規約

第1章　総則

（目的）

第1条　この規約は、岩手県立大学学寮規程第９条の定めによる規約を作成し、寮の運営・生活・活動等の指針、規律を定めることを目的とする。

（名称及び構成）

第2条　本会は、「ひめかみ寮自治会」（以下「自治会」という）と称し全寮生で構成する。

（寮生活の基本方針）

第3条　学寮が、寮生の共同生活を通じて自律的かつ協調的な人間の形成に資するとの学寮規程の趣旨に則し、この規約を定めるとともに、日常の寮内規律の遵守、寮生相互の和・思いやり・協調性を育み、更に、学生の本分を忘れないこと、などを旨とし、自治寮であることの責任を持ち、寮生活・行動の基本方針とする。

（施設保全）

第4条　寮が公共の施設であることから、建物を始め全ての設備・備品について損傷・破損・落書などに留意し、善良な管理に努めるものとする。

第2章　寮内組織・役員

(組織及び役員)

第5条　自治会運営のため、次の組織及び役員を置く。

（１）　寮生大会

（２）　執行部　①寮長　・副寮長２名　三役と称する

②総務部長　・同副部長１名

③経理部長　・同副部長１名

④文化部長　・同副部長１名

⑤生活部長　・同副部長１名

⑥厚生部長　・同副部長１名

（３）　ブロック　ブロックは3～４部屋からなり、ブロック長を一人定める。

（４）　会計監査委員会　会計監事２名

（５）　選挙管理委員会　委員長　・委員１名

２　会議の種類と開催時期及び内容は次のとおりとするが、随時の年次会・行事等の打合会等の開催を妨げない。

（１）寮生大会　最高の決定機関とし、議決は全寮生の１/２以上とする。寮生の１/５以上の要請があるときは７日以内に臨時大会を開くものとする。定例大会は年４回とする。

（２）全体会議　議決は全寮生の１/２以上とする。
役員からの決定事項等の連絡機能と懸案事項等の討議（ブロック会議）の役割を担うものとする。

（役員の任期）

第6条　役員の任期は、次のとおりとし、再任を妨げない。

- 前期　２月１日～7月 31 日
- 後期　８月１日～翌年１月 31 日

（役員の任務）

第7条　役員の任務は概ね次のとおりとするが、詳細については「ひめこ Book」に掲載するほか伝統的に口承されている先例によるものとする。

①　執行部

寮長は自治会の代表としてその運営を統括するとともに、役員会、寮生大会を招集し、主催する。副寮長は寮長を補佐するとともに寮長不在のとき寮長を代理する。

各部の部長は、各部ごとの事業計画の立案、会議等での説明、寮生への周知などを行う。

副部長は部長を補佐するとともに部長不在のとき部長を代理する。（長期休暇中も含む）

書記は、役員会、寮生大会等の記録を執る。

②　会計監事

寮費の経理状況の監査を実施し、その結果を会議等に提出するとともに監査報告する。

③　選挙管理委員会委員

各役員任期の概ね１ヶ月前に役員選挙を行う。

（役員の選任及び解任）

第８条　三役は事前に選任したのち、寮生全員での選挙により信任・不信任を問うものとする。この場合、寮生の１/２以上の支持をもって当選とする。

その他各部部長・副部長については、１年次会又は２年次会での協議を重ね、選任するものとする。

２　選挙は、任期終了概ね１ヶ月前に実施するものとし、その方法は選挙管理委員会が決める。

３　三役、その他各部部長・副部長が退寮等特別な事由で退任せざるを得なくなった際は役員会において対応を決める。

4　三役、その他各部部長・副部長の罷免は、寮生大会において決定し、ただちに退寮処分とする。

第3章　風紀・秩序・生活

（寮内規律）

第9条　寮生活・自治会運営の基本が寮生の日常における行動規範すなわち風紀秩序のうえに成り立っていることに鑑み、寮生活について最低限守るべき事項は次のとおりとする。

2　門限　・開門　６：００　・閉門　２２：３０

3　寮閉鎖　夏休み中、冬休み中、及び、春休み中に１週間～10 日間程度閉鎖する。具体的な期間は、協議の上、決定する。

4　訪問客　寮への訪問は、7：00～21：00 とし、男性は玄関までとし、女性であっても原則として宿泊は認めない。

5　外泊　外泊の種類は、帰省外泊・公認外泊・私用外泊とし、いかなる外泊についても外泊届けを三役に提出しなければならない。

外泊届けは、外泊する前日 22:35～当日 22：20 までに、原則として本人記入のうえ出すものとする。

私用外泊は、1ヶ月 12 日以内とする。

6　静粛時間　通常　22：35～翌 6：30

テスト１週間前　21：00～翌 6：30
テスト中　20：00～翌 6：30
週番が寮内放送で自粛を促す。

7　他の寮室訪問（談笑）

寮室が 2 人居住となっていることから、原則訪問は望ましくないが、訪問する時間は、静粛時間までとする。（静粛時間後に訪問する場合は室内には入らずに、ノックで呼び出す）

8　寮内禁止事項

寮内での禁止事項は次のとおりとする。

・宗教活動
・喫煙及び飲酒
・7：00～21：00 の食堂・玄関を寝まきでの歩行（上着を着用すれば可。ジャージ・スウェット可。）
・その他騒音等迷惑行為

（共用施設・備品の使用）

第 10 条　寮内の各共用施設・備品等は寮生の日常生活のうえで大事なものであり、その使用は善良かつ決められたルールを誠実に守り全寮生が気持ち良く過ごせることを基本とする。

その使用時間等を次のとおり定める。

名　称	使　用　時　間	備　考
食堂・応接コーナー	6：00～24：00	テレビも同じ。ただし、夏季テスト期間中は 2：00

		まで使用可。また、平日の 8：30～9：30 は掃除のため使用禁止。
コピー機・ビデオ録画	時間制限なし	コピー枚数を必ず記入のこと。（有料）
娯楽室	時間制限なし	夜間は特に静粛のこと。
湯沸室・ガスコンロ	6：30～22：35	換気扇を回すこと。ガス栓注意。使用後の清掃。
洗濯機・掃除機	6：30～22：35	後で使う人のことに配慮。
乾燥機	6：30～22：35	有料。洗濯物を入れたままにしない。
暖房・電子レンジ トースター・電気ポット アイロン	時間制限なし	食堂・学習室・娯楽室はその室でのみ利用可能。 持ち出し禁止。
風呂	18：30～23：05 （浴場は 23：00、脱衣場は 23：05 まで）	通常　月～金 ⇒ 風呂 土・日・祝日・休講日 ⇒ シャワー 遅く帰る寮生に配慮し寮にいる人は早めに入浴すること。 長期休暇　全ての日⇒シャワー
学習室（パソコン含む）	時間制限なし	パソコンの使用は予約制。 印刷は 1 枚 5 円。 勉強以外の有料サイト・娯楽は禁止。 静粛時間後は特に私語厳禁。

（食事）

第 11 条　食事は寮生活の基本的なものであり、体力維持、食べる楽しみなど多くの意義がある一方、衛生面での事故が発生する可能性もあり、その取り扱い、対応に細心の注意が望まれる。また、食事の材料、ガス代、ボイラー燃料代等が、寮費で賄われていることでその節減も図らなければならない。さらに、食事は食堂でのみとることとする。

これらの前提を踏まえ、食事に関する事項を次のとおり定める。

①食事提供の期間等　大学の授業のある期間（夏季・冬季・春季はなし）
ただし、土曜日、日曜日、祭日、特に定める日はなし。

②食事時間　・朝食　６：００～８：３０
・夕食　１７：３０～２０：００
※２０：００以降は、各自の食器を使用すること。
※寮食は食堂以外で食べないこと。

③欠食　欠食する者は、前週木曜日の静粛時間までに欠食表に記入すること。

④食事当番　夕食の当番は、エプロン、三角巾、マスクを着用し、手洗い、消毒をする。

第12条　寮食以外に各自で調理する場合、購入して食べる場合にあっても、衛生面で万全の注意を払

わなければならない。特に、冷蔵庫の使用、寮室に食べ残し等を置く行為など十分に注意すること。

（当番の仕事）

第 13 条　寮の円滑な運営に資するため次の通り当番制を設ける。その業務の詳細は「ひめこ Book」で決める。また、仕事の説明、指示などの貼り紙、口頭注意点に気を配ること。

・週番　　各ブロック 1 週間（日～土）区間でこの任を務める。
　　長期休暇中は、総務部が決めた総責が行う。
・総合責任
・食事当番
・掃除当番　通常（日曜日～金）廊下・トイレ・浴室は各ブロック 2 日交代で行う。
　　掃除の時間は原則 20：00～24：00 までの間に行う。
　　長期休暇中は、総務部作成の当番表により 17：00～24：00 の間に行う。
　　洗面洗濯室・湯沸室は、ブロックごとに毎週月曜日 22:35 から行う。
　　（長期休暇中は 21：00 から可）

第4章　　会計

（会計区分）

第14条　寮、自治会の運営に必要な経費について、予算、執行、決算等の会計事務を次のとおり定める。

会計年度　　・前期　2 月 1 日～7 月 31 日
　　・後期　8 月 1 日～翌年 1 月 31 日

経理部は、各期に予算・決算について寮生大会に提出し承認を得なければならない。
予算執行、支払い事務は各部の連携のもとに行う。
決算は、会計監事の監査を受け提出する。

（経理の方法）

第15条　会計は単純会計とし、通帳は維持費、食費の 2 本とする。金銭の扱いは、通帳記入（銀行）を基本とし、納入、支払ともに口座利用とし極力現金は扱わないこと。（食費返還金等の特定目的は除く。）

（寮費）

第16条　寮費の納入は、最寄りの銀行に開設する預金通帳（自治会が一括手続）から原則毎月 11 日に引き落とし自治会口座に納入する。

第5章　　保健衛生・防火管理

（寮生の意識）

第17条　寮生活を健康で明るく過ごすため、保健衛生について常に意識の高揚に努めなければならない。また、各室の清掃、共用スペースの掃除、ゴミの処理、食器洗い、手洗いの励行など、多数の寮生がいることを念頭に衛生面に配慮しなければならない。

（厚生部の役目）

第18条　厚生部は前条を踏まえ寮生に注意喚起するとともに、常備薬品の整備をする。
また、4 月に全寮生を対象に検便を実施するものとする。

（防火管理）

第 19 条　大学で定めた「ひめかみ寮防火管理要綱」により活動するものとする。
（自衛消防組織の編成・訓練）

第6章　　雑則

（罰則）

第 20 条　寮及び自治会の円滑な運営のため、この規約に罰則を定める。また、この規約、ひめこ Book において決められたこと以外の案件が生じた場合は罰則について役員会で協議し、罰則を科すものとする。

① 外泊届けの提出を怠った者、記入ミスをした者は、無断外泊とする。無断外泊をした者は以下の通りの措置をとる。

1 回目：トイレ掃除を全階分×2 日間
2 回目：トイレ掃除を全階分×2 日間
3 回目：トイレ掃除を全階分×3 日間　及び　謝罪文
4 回目：トイレ掃除を全階分×4 日間　及び　謝罪文

無断外泊の回数が、その年度（1 年）で 5 回となった者は退寮とする。

② 退寮問題は臨時役員会を招集したうえで検討し、最終段階としてその措置は寮長が決定する。

③ 閉門後寮を出入りした者は退寮とする。

④ 私用外泊を 1 ヶ月 13 回以上した者は、厚生部の指示により寮内清掃全てを行う。

⑤ 1 ヶ月 3 日以上オーバー、年度に 2 回外泊オーバーした者は、退寮勧告を出す。
年度に 3 回以上外泊オーバーした者は退寮とする。

⑥ 謝罪文は原則として翌日までに寮長に提出する。遅れた場合、反省の様子が見えないと三役が判断したときは、罰掃除を加算する。

⑦ 22 : 35 を経過し風呂に入っていることが半期に 2 回以上チェックされた者は、風呂掃除 1 日行う。

⑧ 各部屋での 1 ヶ月の電気使用料が 400kW 以上となった部屋は、経理部が罰掃除（トイレ全階 1

日）を与える。

⑨　静粛時間後に他室訪問を行った者は、部屋に入った者・入れた者に一人ずつ、それぞれにその階の廊下掃除 1 日分を罰として与える。

⑩　寮費納入が期限より遅れた場合には、風呂掃除 2 日分を罰として与える
また、年度内に無断で 3 回以上寮費を滞納した者には退寮勧告を行う。

⑪　全ての罰掃除該当者は、終了後、必ず三役に報告すること。

（規約改正）

第 21 条　　この規約の改正は、寮生大会において全寮生の 2/3 以上の賛成をもって議決する。

附則

1　この規約は、平成 18 年 4 月 1 日から執行する。

2　この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から執行する。（全部改正）
（県立大学学長承認　平成 19 年 3 月 31 日）

3　この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から執行する。（一部改正）
（県立大学学長承認　平成 20 年 3 月 31 日）

4　この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から執行する。（一部改正）
（県立大学学長承認　平成 22 年 3 月 31 日）

5　この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から執行する。（一部改正）
（県立大学学長承認　平成 23 年 3 月 31 日）

6　この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から執行する。（一部改正）
（県立大学学長承認　平成 24 年 3 月 31 日）

7　この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から執行する。〈一部改正〉
（県立大学学長承認　平成 25 年 3 月 31 日）

8　この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から執行する。〈一部改正〉
（県立大学学長承認　平成 26 年 3 月 31 日）

9　この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から執行する。〈一部改正〉
（県立大学学長承認　平成 27 年 3 月 31 日）

10　この規約は、平成 27 年 10 月 1 日から執行する。〈一部改正〉
（県立大学学長承認　平成 27 年 9 月 30 日）

11　この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から執行する。〈一部改正〉
（県立大学学長承認　平成 28 年 3 月 31 日）

給食業務内容説明書

給食業務は、業務仕様書に定めるもののほか、この業務内容説明書に定めるところにより実施するものとする。

1　業務従事者

受託者は、次により給食業務従事者（以下「従事者」という。）の配置等を行うものとする。

（1）従事者は、本書に定める業務内容を十分に行うことができると認められる者で、給食調理業務にかかる知識と経験を有する者を配置する。

（2）従事者が、業務に従事するときは、一定の被服を着用させ、従事者であることを明瞭にする。

（3）従事者のうち、給食作業に従事するものについては、月２回以上の検便（赤痢菌、サルモネラ、腸管出血性大腸菌）を実施し、その結果を速やかに委託者に報告する。ただし、２（４）アのただし書きの期間についてはこの限りでない。

2　業務内容

次により給食を行うものとする。

（1）給食献立の作成

給食の献立は、栄養士に行わせ、寮生の所要栄養基準を満たすような食品構成と食品原材料の選択に配慮し、衛生的で変化に富み、かつ、季節感のある食事を提供するよう努めるものとする。

（2）給食材料の調達

給食材料の調達は、受託者が寮生からの委託に基づいて行うものとする。

（3）給食調理及び衛生管理等

給食調理及び衛生管理は、関係法令を遵守し、次により行うものとする。

ア　給食調理及び食品管理は、調理室（厨房）において清潔かつ衛生的に行うこと。

イ　調理機器・器具類及び食器の衛生管理は、洗浄及び煮沸消毒など確実な方法で行うこと。

ウ　給食業務により食中毒等の疾病が生じた場合は、受託者がその責任を負うものとする。

（4）給食日及び給食数量

給食日及び給食数量は、次のとおりとする。

ア　給食日は、月曜日から金曜日までの各日とする。ただし、祝祭日及びひめかみ寮自治会規約で定める日を除く。

イ　各日の給食数量は、朝食、夕食、それぞれ 50 食程度（入寮状況によっては最大 80 食）とする。ただし、この給食数量は、寮生が申し出た数量（原則として、給食当日の 7 日前までに申し出る）により増減する。

（5）給食時間

給食時間は、次のとおりとする。

ア　朝食

6 時 40 分から 8 時 00 分までの間

イ　夕食

17 時 30 分から 20 時 00 分までの間

（6）給食の配膳

寮生とともに、給食の配膳を行う（夕食に限る。）。

施設管理及び施設の環境整備、清掃業務内容説明書

施設管理及び施設の環境整備、清掃業務（以下「施設管理等業務」という。）は、業務仕様書に定めるもののほか、この業務内容説明書に定めるところにより実施するものとする。

１　業務従事者

業務従事者は、本書に定める業務内容を十分に行うことができると認められる者で、かつ管理業務の知識と経験を有する者を配置することとし、業務仕様書に定める総括責任者が兼ねるものとする。

２　業務内容

次により施設管理等業務を行うものとする。

（１）施設管理及び火災防止、安全・防犯対策等

建物、設備等の管理及び火災防止、安全・防犯対策等について、次により措置する。

ア　出入口のドア、窓の施錠点検

イ　給湯ボイラーの運転管理（法定点検は別途定めるものとする。）

ウ　火災防止、安全・防犯対策及び部外者の侵入排除

エ　事故発生時における所要の措置及び関係者への通報・連絡

オ　来寮者、電話の応対及び必要に応じて関係者への通報・連絡

カ　寮生への郵便物、物品等の受け渡し

キ　寮生に対する日常生活面での指導及び助言

（２）寮内巡回

寮管理の徹底を期すため、概ね、次により寮内を巡回する。

ア　8 時 30 分から　9 時 30 分までの間

イ　15 時 00 分から 16 時 00 分までの間

ウ　21 時 30 分から 22 時 30 分までの間

（３）郵便物、物品等受け渡し

寮生への郵便物、物品等の受け渡しは、次により行う。

ア　郵便物、物品等を受け付けたときは、軽易なものは各寮生の連絡ボックスに、書留・小包等の重要なものは寮生に直接手渡す。

イ　寮生が不在時に電報等緊急を要するものを受け付けたときは、大学事務局に連絡し、その指示を受ける。

（４）施設の環境整備、清掃業務

ア　廊下、集会室・食堂、玄関（風除室、ポーチを含む。）及び受託者が占有して使用する室等の清掃

イ　敷地内の環境整備、清掃及び除雪（寮生の歩行通路に限る。）

（５）業務日

毎年度 4 月 1 日～3 月 31 日の各日（清掃業務は土・日・祝日及び別途指定する日を除く。）

（６）その他

施設管理等業務の実施にあたっては、岩手県立大学盛岡短期大学部学寮規程及び岩手県立大学盛岡短期大学部ひめかみ寮消防計画に配意する。

岩手県立大学盛岡短期大学部ひめかみ寮消防計画

（目的）

第１条　この消防計画は、岩手県立大学盛岡短期大学部ひめかみ寮（以下「ひめかみ寮」という。）における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害（以下「火災等」という。）の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

（防火管理者の責務）

第２条　防火管理者は、防火管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて管理権原者の指示を求めて下記業務を誠実に遂行する。

（１）消防計画の作成及び変更の検討

（２）消火、通報、避難訓練の計画実施

（３）建築物、消防用設備等、火気使用施設及び器具等の点検整備

（４）火気使用又は取扱いに関する指導監督

（５）建築物の増改築、模様替等の工事中における立会い及び火気使用取扱いに関する監督

（６）その他防火管理上必要な業務

（災害等予防）

第３条　防火管理者は、火元責任者等に対して、次の事項について定期的に点検及び検査を行わせ、常に火災害予防について最善の注意を払わなければならない。

（１）火気使用箇所及び器具並びに構造の良否に関する事項

（２）電気設備器具及び電線配線の良否に関する事項

（３）消防用設備等の維持管理に関する事項

（４）収容人員の適正管理及び避難通路等避難施設の確保

（５）建物内外の整理整頓及び不必要可燃物の除去

（６）その他火災害予防に必要と認められる事項

（点検、検査の基準）

第４条　前条で定める火災害予防の徹底を期するための自主検査は別紙により実施する。

（火災害時の通報連絡及び消防隊に対する情報提供、消防隊誘導）

第５条　ひめかみ寮から火災害が発生し、それを発見した場合は、直ちに消防署（１１９番）に通報するとともに防火管理者に連絡しなければならない。

２　防火管理者は、通報を受けた場合、直ちに全館に情報伝達し、出入りする者（不特定多数の利用者）の安全を図らなければならない。

３　防火管理者は、被害の軽減のため、消防隊に対し建物の構造その他必要な情報の提供及び誘導を行う。

（避難、誘導）

第６条　防火管理者は、火災害が発生した場合、出入りする者、特に建物内に不案内な者を安全に避難誘導するため前もって誘導員を定めるものとする。

（初期消火）

第７条　火災害発生時、消火器等により初期消火にあたり被害の軽減を図る。

（自衛消防隊）

第８条　第５条から第７条で定めた消防活動を円滑に行うため、自衛消防隊を設置し、組織及び分担は別紙のとおりとする。

（震災対策）

第９条　地震時の災害防止のため第３条に掲げる平常の予防点検はもとより、工作物等の落下転倒防止あるいは火気使用場所の可燃物の除去及び火気使用器具の転倒防止等を図る。

２　地震が発生した場合は、火気の使用停止等の措置をするとともに、火災害の発生、人命損傷の有無及び建築物等の異常の有無を確認する。

３　火災害が発生した場合、自衛消防隊長は直ちに自衛消防隊員に対し必要な指示・命令をして、被害の軽減を図る。

４　避難場所は、駐車場とする。

５　地震発生後は、建物及び火気使用設備器具等の点検、検査を行い、安全を確認後使用する。

（閉館時の警戒）

第１０条　休日及び夜間についての防火管理体制は、防火管理者または、最終退出者が建物内及び火気取扱箇所を点検し万全を期す。

（防火教育）

第１１条　防火管理者は使用者に対して、別に定める計画により防火管理に必要な教育を実施する。

２　使用者は進んで防火管理に関する教育を受け、防火に万全を期するよう努めなければならない。

（消防訓練）

第１２条　防火管理者は、次の訓練を計画的に実施する。

（１）消火、通報、避難、搬出等部分訓練　　年２回以上

（２）総合訓練　　年２回以上

（消防機関との連絡）

第１３条　管理権原者及び防火管理者は常に消防機関と連絡を密にし、より防火管理の適正を期するよう努める。

連絡事項

（１）防火管理者の選解任の届出

（２）消防計画の届出（改正の際はその都度）

（３）消防用設備等の点検結果の報告

（４）消防訓練（消火、避難訓練等）の事前連絡

（５）査察、教育訓練指導の要請

（６）その他防火管理についての必要事項

（適用範囲）

第１４条　この計画は、ひめかみ寮に出入りする全ての者に適用する。

附　則

この計画は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この計画は、平成２０年９月４日から施行する。

責任者及び点検検査員一覧表

1　防火担当責任者

区分	正	副
１階	寮　生	寮　生
２階	寮　生	寮　生
３階	寮　生	寮　生

2　火気取締責任者

区分	場　　所	正	副
１階	食堂、湯沸室	寮生	寮生
	乾燥室、脱衣室、浴室、備品庫、洗面洗濯室	寮生	寮生
	厨房、休憩室、食品庫、倉庫、執務室	寮管理人	
	居室	居　住　者	
２階	和室	寮生	寮生
	娯楽室、作業室	寮生	寮生
	湯沸室、洗面洗濯室、備品庫	寮生	寮生
	居室	居　住　者	
３階	湯沸室、洗面洗濯室、備品庫	寮生	寮生
	居室	居　住　者	

3　検査員等

検査員名等	正	副
火気使用器具点検検査員	ボイラー技士	寮管理人
施設点検検査員	ボイラー技士	寮管理人
消火設備点検検査員	ボイラー技士	寮管理人
避難設備点検検査員	ボイラー技士	寮管理人
夜　間　警　備　員	寮管理人	－

消防設備等点検の実施内容

１　消防法施行規則第３１条の６による消防設備の点検内容等

消防用設備等の種類等	点検の内容	点検の回数
消火器、誘導標識	機器点検	６カ月に１回以上
自動火災報知設備、避難器具	機器点検	６カ月に１回以上
	総合点検	１年に１回以上
配　　線	総合点検	１年に１回以上

※点検は、外部業者に委託

２　自主点検の点検内容等

区　分	点　検　の　内　容	点検の回数	担　当　者
火気使用施設	火気使用箇所、器具の管理状況等	随　　時	ボイラー技士
電気関係	配線引込、外観事項、絶縁抵抗試験	６カ月に１回以上	総合点検時に実施
建物及び周囲	全般の事項、避難通路の確保	随　　時	ボイラー技士
危険物施設	全般の事項	随　　時	ボイラー技士
消防用施設	全般の事項	随　　時	ボイラー技士

岩手県立大学盛岡短期大学部ひめかみ寮自衛消防隊の組織図及び任務分担表

防　火　管　理　者
（事務局）

寮　管　理　人
（受託者）

自衛消防隊長
（　寮　長　）

任務：自衛消防隊を掌理し、統括する

自衛消防隊副隊長
（　副　寮　長　）

任務：隊長を補助し、必要に応じて各班を掌理する。

○通報連絡班（班長1名、班員2名）

任務：消防署及び防火管理者への通報、寮生等への周知、自衛消防隊各班への情報提供

○初期消火班（班長1名、班員5名）

任務：消防署員が到着するまでの間における消火器等を用いた初期消火活動

○避難誘導・点検班（班長1名、班員5名）

◆避難誘導係

任務：非常口の開放、避難器具の組立設営、避難時の誘導

◆点検係

任務：寮内の点検、不明者の探索

○救護班（班長1名、班員2名）

任務：負傷者の救護及び応急処置

温水ボイラー点検清掃業務内容説明書

温水ボイラー点検清掃業務は、業務仕様書に定めるもののほか、この業務内容説明書に定めるところにより実施するものとする。

1　業務従事者

受託者は、業務従事者としてボイラー点検清掃業務に精通したボイラー整備士及び清掃員を配置し、業務にあたらせるものとする。なお、業務従事者の必要資格を証明する書類の写しを提出すること。

2　対象設備

温水ボイラー　1基（昭和鋼板製　ＳＫＭＴ－Ｅ2003Ａ　伝熱面積　3.7㎡）

3　実施回数

年1回（3月）実施するものとし、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年9月30日労働省令第33号）第38条の規定による性能検査の日程等を勘案のうえ、詳細については事前に総括責任者と日程調整を行うものとする。

4　業務内容

次により点検及び清掃等を行うものとする。

（1）燃焼室内煤煙除去及び点検（煙道を含む）
（2）貯湯室内部清掃点検
（3）バーナー清掃点検及び燃焼調整
（4）安全弁点検調整
（5）自動制御機器点検
（6）性能検査受検の申し込み及び検査手数料の支払い
（7）性能検査におけるボイラー整備士の立ち会い
（8）性能検査終了後のボイラー復旧作業

5　作業上の留意事項

（1）ボイラー室内の配管上部に堆積、付着している埃煤は除去する。
（2）清掃、磨きあげ後、必要に応じて塗装等により修復する。
（3）ボイラー内外部の清掃にあたっては、水の使用は厳禁する。
（4）清掃により生じた埃煤等は、受託者により処理する。

6　業務完了報告

点検及び清掃等を完了した場合は、点検整備の状況を示す書類及び写真等（様式任意）を委託者に提出するものとする。

7　その他

この業務内容説明書に示されない事項であっても、ボイラーの故障若しくは機能の低下を未然に防止するための維持管理上必要と認められる修理及び部品の交換等が発生した場合は、委託者に報告のうえ必要な措置を講ずるものとする。

納入仕様書

件名：岩手県立大学ひめかみ寮　殿

昭和鋼板製温水ボイラー(中圧電気防食形)SKMT-E2003A

昭和オイルバーナー(A重油焚)RL-40L

電源2相　200V　50Hz

台数:1台

SHOWA

ＳＫボイラー油焚き標準仕様表　（ＳＫＭＴ－Ｅ）

図面番号 308150

ボイラー番号			SKMT-E	753	1003	1303	1603	2003	2503	3003	3603	4203	4803	5503	6303
定格出力			kW	87	116	151	186	233	291	349	419	488	558	640	733
最高使用圧力				0.294 MPa											
暖房可能面積			㎡	416	555	722	888	1,111	1,388	1,666	2,000	2,333	2,666	3,055	3,500
伝熱面積			㎡	2.2	2.3	2.9	3.1	3.7	5.0	5.8	6.6	7.4	7.8	11.9	12.3
缶水容量			L	600	700	900	1,050	1,400	2,100	2,180	2,630	3,400	3,900	3,450	3,350
圧力計				φ100											
オイルバーナー	燃料消費量 (*1)	灯油	L/h	11.0	15.0	19.1	23.7	30.4	38.0	45.6	54.8	63.9	73.0	83.6	95.8
		A重油		10.3	14.0	17.8	22.1	28.4	35.5	42.7	51.3	59.8	68.4	78.3	89.7
	型式			RL-25D	RL-25D	RL-25L	RL-40L	RL-40L	RL-50L	RL-50L	RL-70L	RL-70L	RL-70L	RL-110SH	RL-110SH
	制御方式			ON-OFF										HI-LO-OFF	
	モーター		kW	0.25	0.25		0.38		0.4		0.75			1.5	
	質量		kg	30	30	31	41	41	42	42	50	50	50	75	75
	騒音値（バーナー前面1m）			80 dB(A)以下											
電源 ※（ ）内は特殊仕様となります				3相 200V（単相 100V）			3相 200V								
設備電気容量 (*2)	50Hz		kVA	0.57	0.57	0.58	0.72	0.72	0.79	0.79	1.33	1.33	1.33	2.83	2.83
	60Hz			0.50	0.50	0.51	0.66	0.66	0.73	0.73	1.22	1.22	1.22	2.72	2.72
オイルプレヒーター (*3)				0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
ボイラー本体質量			kg	452	532	692	732	872	1,060	1,200	1,488	1,688	1,878	2,175	2,215
運転質量				1,082	1,262	1,623	1,823	2,313	3,202	3,422	4,168	5,138	5,828	5,700	5,640
ボイラー室有効給気口面積			㎠	1,000	1,360	1,730	2,150	2,750	3,440	4,130	4,960	5,780	6,600	7,560	8,660
煙突参考寸法 (*4)	直径		φmm	200	250	250	250	300	300	350	350	400	400	450	450
	高さ		m	5	5	5.5	7	6	7.5	7.5	8.5	8.5	9	9	9

*1. 燃料消費量は下記の基準で算定しています。
　　灯　油：低位発熱量 34.39 MJ/L
　　A重油：低位発熱量 36.72 MJ/L
　　（A重油は、JIS1種1号を御使用ください。）
*2. 753～1303型の設備電気容量は、3相 200Vの場合です。
*3. A重油でオイルプレヒーター付きの場合は、設備電気容量を加算してください。
*4. 煙突参考寸法は横引き3m、直角曲がり2箇所とした場合のボイラー基礎面からの高さです。
*5. 出力 291kW 以上の貯湯・電気防食型は横型も製作可能ですので、詳細についてはお問い合わせください。

図面番号 308188

昭和SKボイラー　SKMT－E型（電気防食型）

■ 寸法表

ﾎﾞｲﾗｰ型番	A	B	C	D	E	F	G	H	J	K1	K2	M	N	O	P	Q	R
SKMT－E 753 K A	850	1,650	1,290	196	1,805	45	270	300	320	65A	100A	565	400	535	275	795	600
SKMT－E1003 K A	900	1,750	1,340	246	1,905	70	290	300	320	80A	100A	600	450	545	275	820	600
SKMT－E1303 K A	1,000	1,750	1,440	246	1,905	90	305	340	350	100A	100A	670	500	570	275	870	600
SKMT－E1603 K A	1,050	1,800	1,685	246	1,955	105	305	350	350	100A	100A	705	550	580	300	990	670
SKMT－E2003 K A	1,150	1,950	1,785	296	2,105	110	305	350	350	100A	100A	780	630	580	300	1,040	670

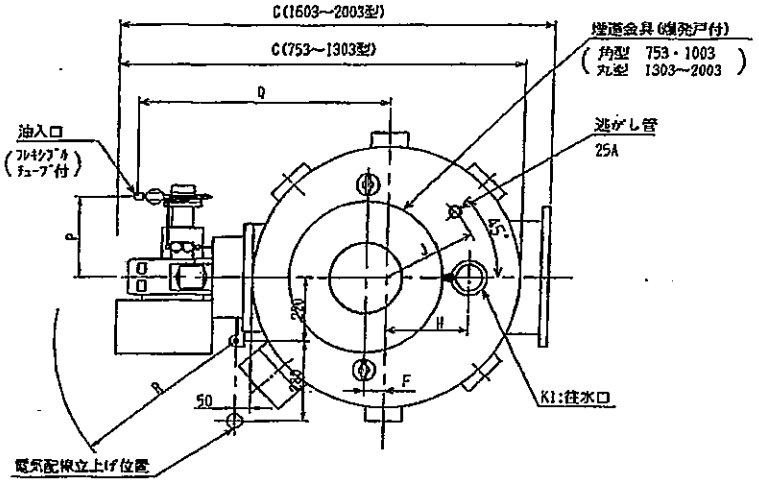

■ 防食電源仕様

電気防食用電源	使用電極	直流電源装置	消費電力
AC 100V 単相 (24 時間通電)	白金メッキチタン線 φ1.5 mm	入力 AC 100V 出力 DC 12V	10 ～ 40 W

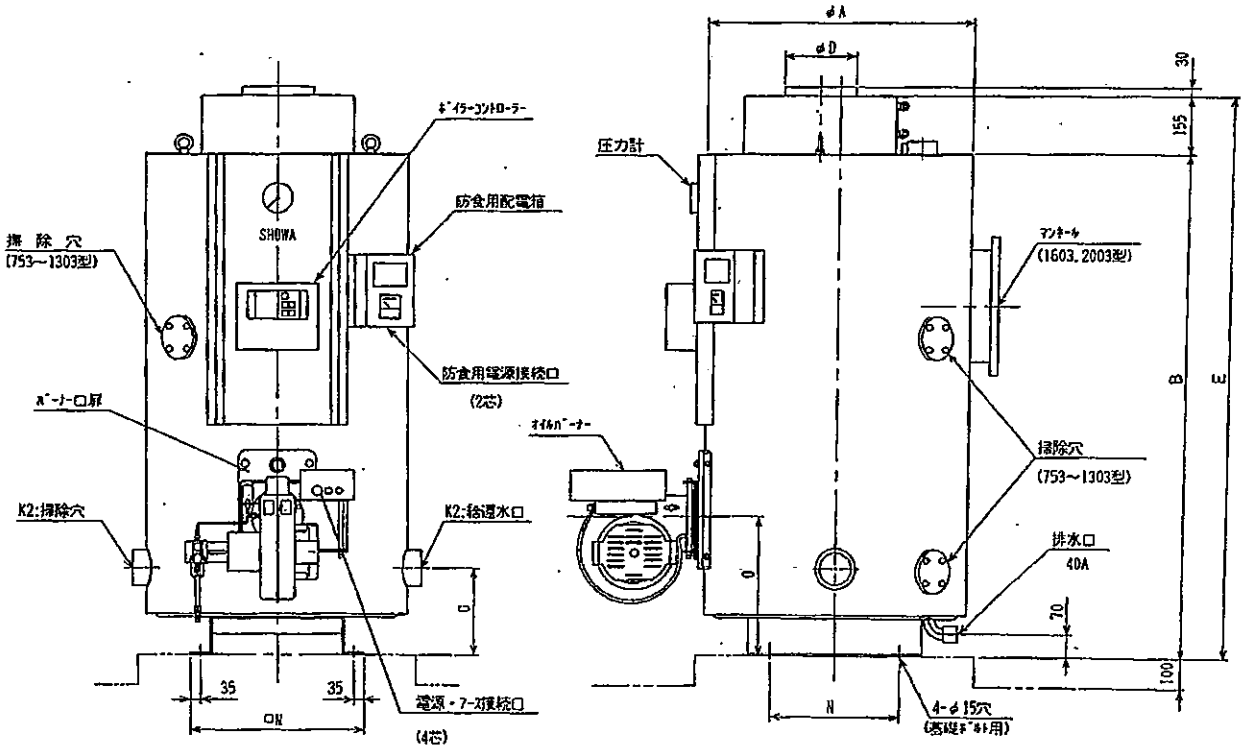

■ 付属品仕様

1. 煙道金具　1コ
2. フレキシブルチューブ　：8A×1.0m
3. 取扱説明書

■ 注記

1. 荷姿

缶本体	オイルバーナー	付属部品
1梱包	1梱包	1梱包

2. 現地組立
バーナーは別梱包なので、バーナーをバーナー口扉に取付けてください。
ボイラー出口には、必ず付属の煙道金具をつけてください。
3. 油入口
油配管立ち上がりは、付属のフレキシブルチューブが届く範囲でバーナーの開閉に支障のない位置に設けてください。
油配管には金属管を使用してください。配管サイズは灯油で 15A以上、重油で 20A 以上が望まれます。
4. 逃がし管
逃がし管は、缶体内の空気抜き管になりますので、必ず配管を行なって大気に開放するか、往水主管に接続願います。内径 25mm の逃がし管を設けてください。
5. 電気配線立ち上がりは、バーナーの開閉に支障がない位置に設け、可とう電線管によって接続し、開閉に必要なたるみを持たせてください。
6. 防食効果は配管までおよびませんので、銅配管施工される場合は、銅管部分を設けない様に願います。
7. 防食用電源は24時間通電する必要がありますので保安電源等に接続して下さい。
8. 凍結のおそれのある場合は逃がし弁を使用してください。

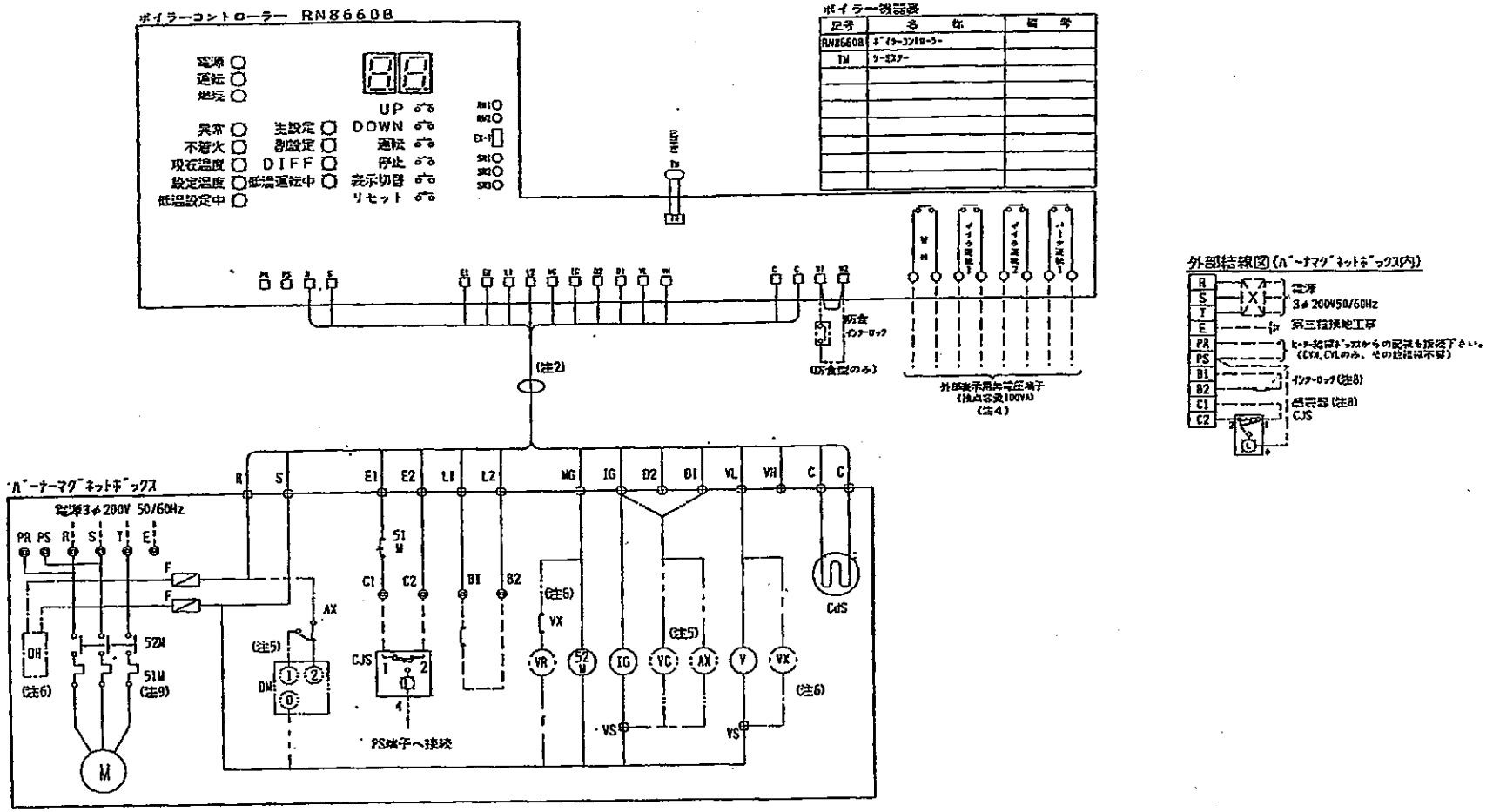

注1. 図中破線部は現地配線個所を示す。
2. コントローラーとバーナーマグネットボックス間は専用コネクター(バーナ付属品)で接続下さい。

4. 各種無電圧端子は必要に応じて結線下さい。(コントローラー内端子)
但し、漏洩防止用等の設備に重大な事故をもたらす様な機器の連動用として使用しないでください。
5. コントロール電磁弁VC、ダンパーモーターDM、補助リレーAXは、RL-25L.40L.50L.H.70L.Hのみ装備。
また、VC.AXはLの場合IG端子へ、Hの場合はDI端子に接続。
6. オイルプレヒーターOHはオプション。オイルプレヒーター付の場合VX.VRはRL-150.250.400のみ付属。
7. 端子記号 ○ はコントローラー内端子
端子記号 □ はコントローラー内コネクター
端子記号 ⊙ はボイラー及びヒーター結線ボックス内端子
端子記号 ⊕ はバーナマグネットボックス内端子(バーナ機器接続用)
端子記号 ⊙ はバーナマグネットボックス内端子(現地結線用)
8. 各種インターロックを使用する場合はバーナマグネットボックス内端子C1.C2(感震器用)、B1.B2・・・・(その他のインターロック用)の短絡線をはずして接続下さい。
9. RL-25.40.50.70の過負荷継電器は2Eを使用。

バーナー機器表

記号	名称	備考	記号	名称	備考
F	ヒューズ	10A(表示灯)	CJS	感震器	CJS-C1171
M	バーナーモーター		OH	オイルプレヒーター	A重油焚にオプション
CdS	炎検出器	C572A	VR	戻り電磁弁	OH付のHのみ装備
52M	電磁接触器		VX	補助リレー	(OH付のHのみ装備(LY-2)
51M	過負荷継電器	(注9)			
IG	点火トランス				
V	燃料電磁弁	二重遮断			
VC	コントロール電磁弁	L.Hのみ装備			
DM	ダンパーモーター	L.Hのみ装備(MD603A200)			
AX	補助リレー	L.Hのみ装備			

バーナ型式	モータ(KW)
RL-150.15L	0.15
RL-250.25L	0.25
RL-400.40L	0.38
RL-50L.50H	0.40
RL-70L.70H	0.75

温水ボイラー SK-753~4803 (オイル焚) 200V 結線図		
図面番号	101449	H9K

防食用配電箱内結線図

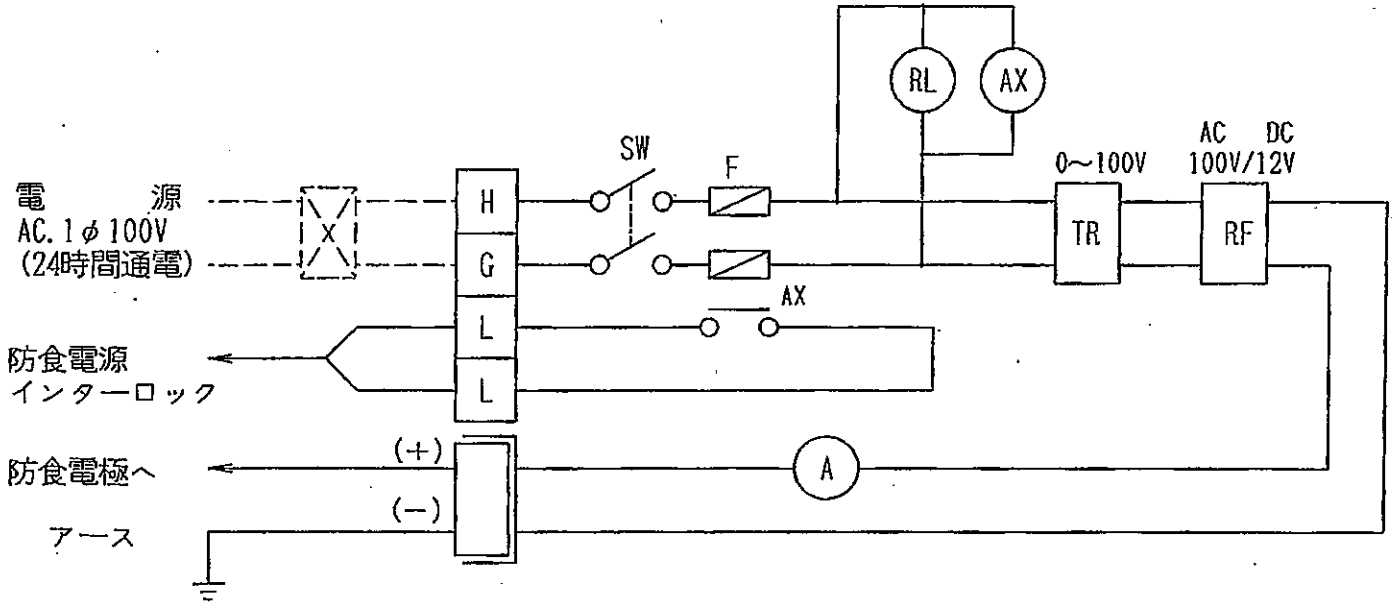

記　号	名　　称	備　　考
TR	可変トランス	AC0～100V
RF	直流電源装置	DC.12V
A	電流計	0～5A
RL	電源ランプ	赤色
F	ヒューズ	1A
SW	電源スイッチ	
AX	補助継電器	MY-2

No. 132200

No.	NAME OF PARTS	部品名	MATERIAL	材質	No.	NAME OF PARTS	部品名	MATERIAL	材質
1	VALVE BODY	ﾎﾝﾀｲ	STAINLESS STEEL	SCS 13	7	TOP SPRING SEAT	ｳｴﾊﾞﾈｳｹ	STAINLESS STEEL	SUS 304
2	SPRING CASE	ﾊﾞﾈｹｰｽ	CAST BRONZE	BC 6	8	ADJUSTING SPRING	ﾁｮｳｾﾂﾊﾞﾈ	STAINLESS STEEL	SUS 304
3	CAP	ｷｬｯﾌﾟ	CAST BRONZE	BC 6	9	ADJUSTING SCREW	ﾁｮｳｾﾂﾈｼﾞ	BRASS	C3604B
4	DISC	ﾍﾞﾝﾀｲ	STAINLESS STEEL	SCS 13	10	LOCK NUT	ﾁｮｳｾﾂﾚﾅｯﾄ	BRASS	C3604B
5	STEM	ｽﾃﾑ	STAINLESS STEEL	SUS 304	11	GASKET	ｶﾞｽｹｯﾄ	PTFE	PTFE
6	BOTTOM SPRING SEAT	ｼﾀﾊﾞﾈｳｹ	STAINLESS STEEL	SUS 304	12	NAME PLATE	ﾈｰﾑﾌﾟﾚｰﾄ	ALUMINIUM ALLOY	A1050P

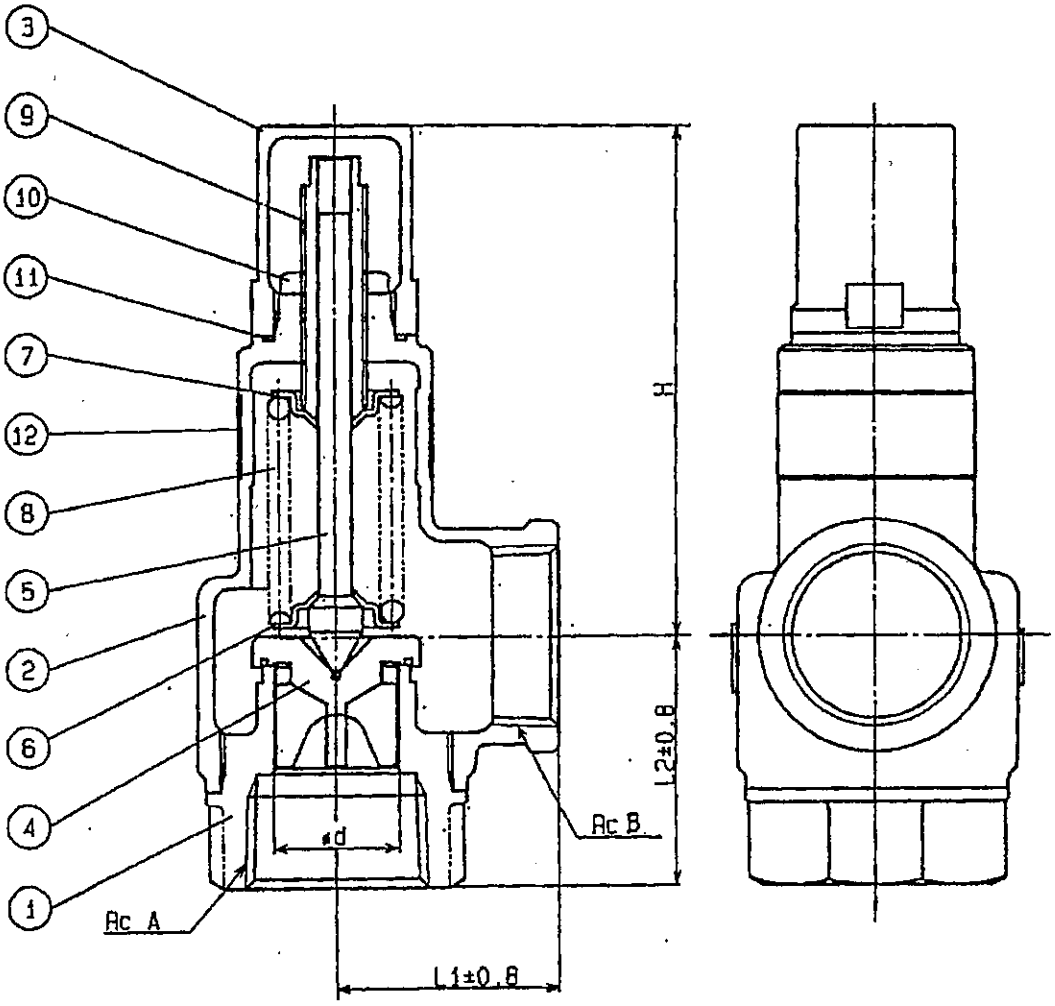

DIMEENSIONS (mm)

SIZE	L1	L2	d	H	A	B
15A	30	36	14	84	1/2	1/2

日付	1999. 9. 07			第3角法	名称	逃し弁（15A）	改変	仕様
承認	照査	検図	製図	尺度			①	
浦田		大西	佐藤	～	型式	SL－38 (0.294MPa)	②	
							③	
昭和鉄工株式会社					図番	05948S	④	
							⑤	項目番号

SKボイラー付属品図

図面番号　305888-1

M12 J型 JIS-B-1178
材質：SS400

アンカーボルト

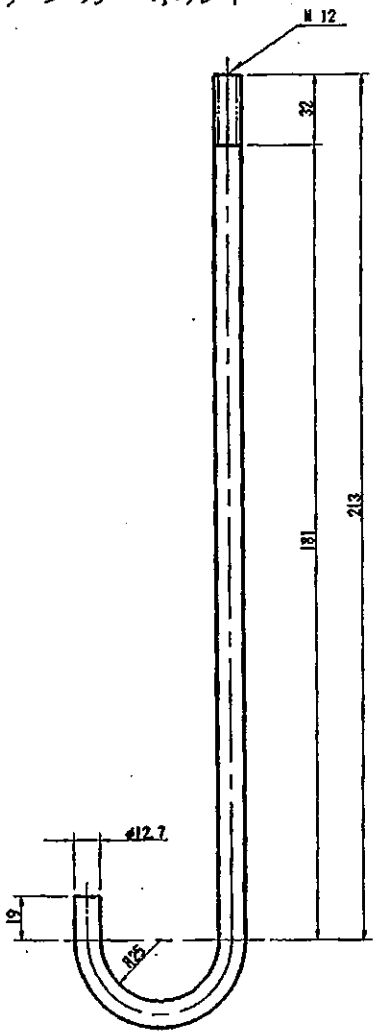

煙道ダンパ

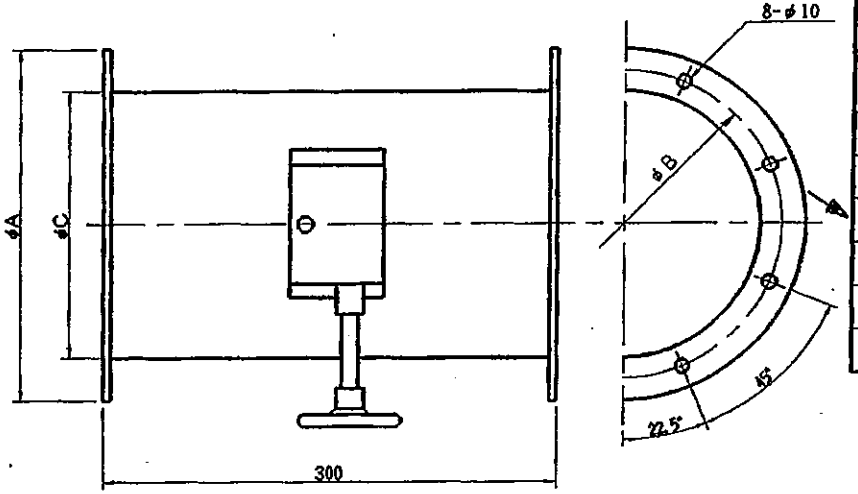

ボイラー番号	A	B	C
353	210	190	150
503	240	220	180
753	260	240	200
1003～1603	310	290	250
2003, 2503	360	340	300
3003, 3603	410	390	350
4203, 4803	460	440	400
5503, 6303	510	490	450

ブローコック 40A(25A)

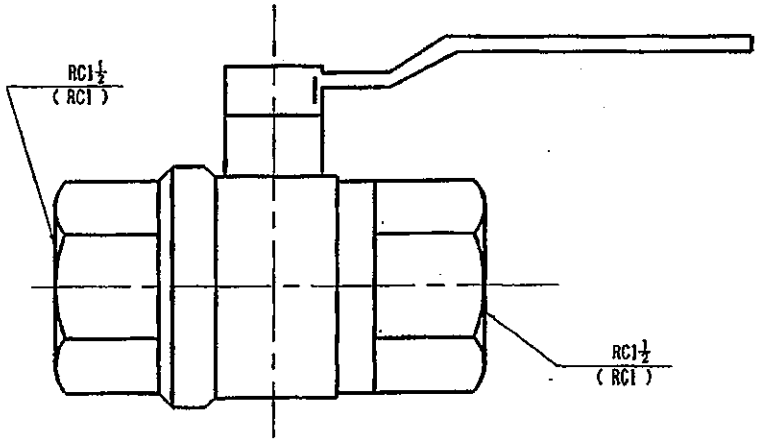

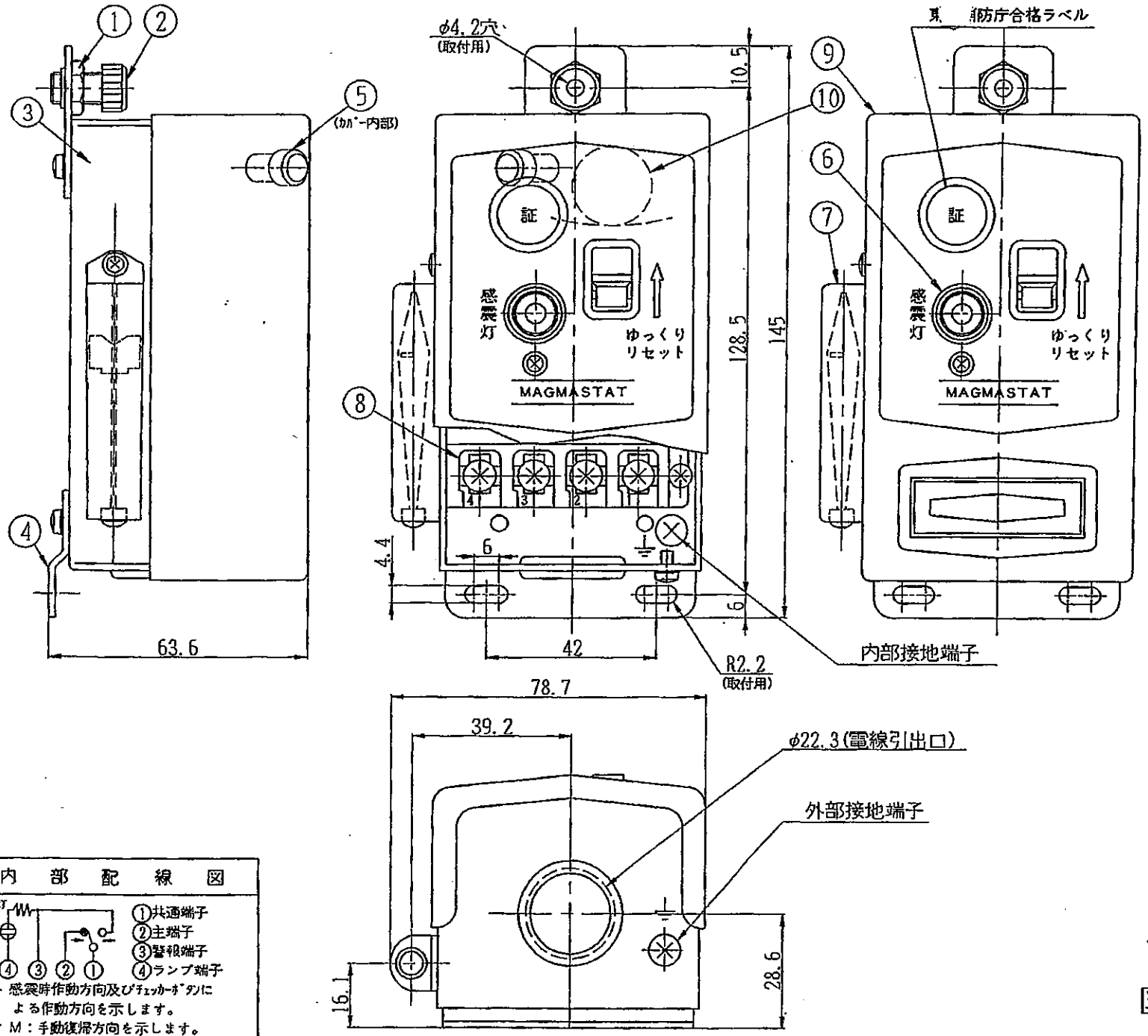

型式	CJS−C117T
作動方式	落球式
地震動感知成分	水平動(正弦波)
水準確認機構	水準器
点検機構	チェッカーボタン付
作動特性 納入時設定加速度	100〜170 gal (cm/sec²)
作動特性 於周期 0.3 0.5 0.7 sec	手動復帰

電気定格	定格電圧 V / 定格電流 A		力率 cosφ	AC(50〜60Hz) 125	250
	無誘導負荷電流		1	10	7
	誘導負荷電流	常時電流	0.6	10	7
		瞬時電流	0.45	40	28

東京消防庁型式試験合格番号 85L−1681

番号	部品名	数量	材質
1	管用六角ナット	1	SWRM
2	水平調整ネジ	1	ナイロン
3	筐体	1	SPCC
4	下取付板	1	SPCC
5	チェッカーボタン	1	ポリカーボ
6	感震灯	1	——
7	水準器	1	アクリル
8	端子台	1	フェノール
9	カバー	1	ABS
10	鋼球	1	——

内部配線図

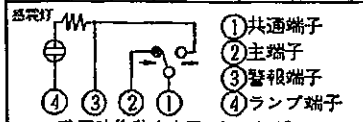

①共通端子
②主端子
③警報端子
④ランプ端子

— 感震時作動方向及びチェッカーボタンによる作動方向を示します。
— M：手動復帰方向を示します。

感震器

図面番号 02906S

地下タンク点検清掃業務内容説明書

地下タンク点検清掃業務は、業務仕様書に定めるもののほか、消防法（昭和 23 年法律第 186 号、以下「法」という。）及び関係法令の規定並びにこの業務内容説明書に定めるところにより実施するものとする。

１　業務従事者

次により業務従事者を配置するものとする。

（１）重油タンクの清掃点検作業の監督を行う者は、甲種又は乙種（第四類）危険物取扱者であること。

（２）清掃及び点検作業に従事する者は、6 か月以上、危険物取扱いの実務経験を有する者であること。

２　対象設備

重油タンク

・　地下タンク（軟鋼板製）　　１基　　容量　1,850 ﾘｯﾄﾙ

・　サービスタンク（軟鋼板製）１基　　容量　　104 ﾘｯﾄﾙ

３　実施回数

年１回

４　業務内容

次により清掃及び保安点検を行うものとする。

（１）重油タンク清掃

ア　重油タンク及びサービスタンク内の油泥、スラッジ等はバキュームポンプで汲み取り、タンク壁面及び底部の汚水等は洗剤で洗浄のうえ、全面にわたってウエスで拭き取り清掃する。

イ　重油タンク及びサービスタンク及びオイルバーナー間のパイプライン（給油及び返油管）の残油を抜き取り清掃する。

ウ　清掃作業に必要な場合は､配管などのフランジ継手を一時的に取り外して行うことができる。ただし、作業終了後は直ちに原形に修復しなければならない。また、パッキン類は新品と取り替え、空気及び油漏れ等があってはならない。

エ　使用可能な油がタンク内にあるときは、ドラム缶などに受け入れ、タンク清掃終了後、タンク内に戻し入れする。

オ　タンク内部に入るときは、ガス中毒予防に充分注意し、照明はガード付きの電灯キャブタイヤケーブル等を使用する。

カ　廃油の処理については、二次公害の発生源とならないよう責任をもって処分すること。

キ　タンクの周囲を油で汚した場合は、ウエス等で清掃する。

（２）地下タンク等保安点検

ア　保安点検は、法、危険物の規制に関する政令及び危険物の規制に関する規則に基づき、「地下タンク貯蔵所点検表（以下「点検表」という。）」（様式第 4 号）に定めのある項目について実施するものとする。ただし、該当しない項目については、点検を要しない。

（ア）漏洩試験

a　タンク本体、漏洩検知管及び配管（埋設管）等について、次により不燃性窒素ガスによる漏洩試験を行う。

※　本体：充填圧力　0.2 kg／cm^3（0.02MPa）で 60 分間の加圧

※　配管：充填圧力　1.0 kg／cm^3（0.10MPa）で 30 分間の加圧

b　漏洩の有無を確認した後、密閉部を開口して送風機などにより点検を行う。

（イ）目視及び作動確認

漏洩試験以外の項目の実施については、別添点検表に記載されている方法により点検を行う。

イ　重油タンク保安点検は、タンク内の清掃終了後、直ちに行う。

ウ　点検を行う際は、選任されている危険物取扱者が該当する項目全てにわたり立ち会うものとする。

5　業務完了報告

（1）清掃及び保安点検が完了した場合は、「作業完了報告書（任意様式)」、「製造所等定期点検記録表（様式第 4 号)」及び「地下タンク貯蔵所点検表（様式第 5 号)」を委託者に提出するものとする。

（2）地下タンク貯蔵所点検表には、作業の状況写真を添付するものとする。また、保安点検の結果、油漏れ箇所、破損箇所があるときは、その状況を示す写真も添付するものとする。

6　その他

作業中に地下タンク等及び付属機器類に異常を認めた場合は、直ちに作業を中止し、委託者に報告のうえ指示を受けるものとする。

（様式第4号）

製造所等定期点検記録表（積載式移動タンク貯蔵所を除く。）

<table>
<tr><td>事業所名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">点検対象</td><td>製造所等の区分</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>設置許可年月日・番号</td><td colspan="4">年　　月　　日　　第　　号</td></tr>
<tr><td>完成検査年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>施設名又は呼称番号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>危険物の類別、品名（品目）、最大貯蔵量又は最大取扱量、倍数</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="12">点検実施者</td><td rowspan="3">危険物取扱者</td><td>所 属</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏 名</td><td colspan="3">㊞</td></tr>
<tr><td>免状の区分</td><td></td><td>免状番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">危険物施設保安員</td><td>所 属</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏 名</td><td colspan="3">㊞</td></tr>
<tr><td rowspan="3">上記以外の者</td><td>会 社 名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所 属</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏 名</td><td colspan="3">㊞</td></tr>
<tr><td rowspan="3">立会危険物取扱者</td><td>所 属</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏 名</td><td colspan="3">㊞</td></tr>
<tr><td>免状の区分</td><td></td><td>免状番号</td><td></td></tr>
<tr><td>点検年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>保存期限</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
</table>

（様式第5号）

地下タンク貯蔵所点検表

点検項目		点検内容	点検方法	点検結果	措置年月日及び措置内容
上部スラブ		亀裂、崩没、不等沈下の有無	目視		
タンク本体		漏洩の有無	＊注1		
通気管等	通気管	固定状況の適否	目視		
		腐食、損傷の有無	目視		
		引火防止網の脱落、目づまり	目視		
	安全装置	腐食、損傷の有無	目視		
		作動状況	取外し等による機能		
	可燃性蒸気回収弁	損傷の有無	目視		
計測装置	液量自動表示装置	損傷の有無	目視		
		作動状況及び指示の適否	目視		
	圧力計	損傷の有無	目視		
		取付部のゆるみ等の有無	目視		
		指示状況	目視		
	計量口	蓋の閉鎖状況	目視		
		変形、損傷の有無	目視		
漏えい検査管		変形、損傷、土砂等の堆積の有無	＊注2		
漏えい検知装置（二重殻タンク）		損傷の有無	目視		
		警報装置の機能の適否	作動確認		
注入口		変形、損傷の有無	目視		
		接地電極損傷の有無	目視		
		接地抵抗値の適否	接地抵抗計による測定		
注入口ピット		亀裂、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積の有無	目視		
配管・バルブ等	配管	漏えいの有無	＊注1		
		変形、損傷の有無	目視		
		塗装状況及び腐食の有無	目視		
		固定の適否	目視		
	点検ボックス	亀裂、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積の有無	目視		
	バルブ	漏えい、損傷等の有無	目視		
		開閉機能の適否	目視		
	電気防食設備	端子箱の損傷、土砂等の堆積、端子のゆるみ等の有無	目視		
		防食電位（電流）の適否	電位計による測定		

点検項目		点検内容	点検方法	点検結果	措置年月日及び措置内容
ポンプ設備	ポンプ	漏えいの有無	目視		
		変形、損傷の有無	目視		
		異音、異常振動、異常発熱の有無	目視		
		塗装状況及び腐食の有無	目視		
		固定ボルトの腐食及びゆるみ等の有無	目視又はハンマーテスト等による。		
	ポンプアース	断線の有無	目視		
		取付部のゆるみ等の有無	目視		
		接地抵抗値の適否	接地抵抗計による測定		
	囲い、床、ためます、油分離装置	亀裂、損傷等の有無	目視		
		滞油、滞水、土砂等の堆積の有無	目視		
	建家及び附属設備	屋根、壁、床、防火戸等の亀裂、損傷等の有無	目視		
		換気・排出設備等の損傷の有無及び機能の適否	目視及び作動確認		
		照明設備の損傷の有無	目視		
電気設備		配線及び機器の損傷の有無	目視		
		機能の適否	作動確認		
標識、掲示板		取付状況、記載事項の適否及び損傷、汚損の有無	目視		
消火器		位置、設置数、外観的機能の適否	目視		
警報設備		損傷の有無	目視		
		機能の適否	作動確認		
その他					

注1 地下タンクの本体及び地下埋設配管の漏えいの有無については、「地下貯蔵タンク等及び移動タンク貯蔵所の漏れの点検に係る運用上の指針について（平成16年3月18日消防危第33号）」により点検すること。

注2 検査棒等により確認するとともに、併せて漏えい危険物の有無についても確認すること。

貯水槽点検清掃業務内容説明書

貯水槽点検清掃業務は、業務仕様書に定めるもののほか、水道法（昭和 32 年法律第 177 号、以下「法」という。）及び関係法令並びにこの業務内容説明書に定めるところにより実施するものとする。

1　業務従事者

受託者は、次により業務従事者を配置するものとする。

（1）飲料水の貯水槽の清掃点検作業の監督を行う者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア　厚生労働大臣の定めるところにより、飲料水の貯水槽の清掃に関する講習の課程を修了した者

イ　アに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

（2）飲料水の貯水槽清掃点検作業に従事する者は、厚生労働大臣の定める研修を修了した者であり、作業開始前 3 カ月以内に健康診断（検便）を受け、適格である者とする。

2　対象設備

貯水槽

- 受水槽（ＦＲＰ製）　　１基　容量　16.0ｍ^3
- 高置水槽（ＦＲＰ製）　　１基　容量　 6.0ｍ^3

3　実施回数

年１回

4　業務内容

（1）次により清掃及び点検を行うものとする。

ア　作業は、受水槽、高置水槽の順に行う。

イ　作業は、次の方法により行う。

（ア）受水槽、高置水槽の周辺の清掃を行う。

（イ）ＦＭバルブ、ボールタップ又は揚水ポンプを停止する。

（ウ）排水ポンプにより排水、同時にポータブルファンにより槽内換気を実施する。

（エ）排水完了と同時に第 1 回高圧洗浄及び洗浄汚水の排水を行う。

（オ）第 1 回洗浄とともに槽内付属機器の点検を行う。

（カ）第 2 回高圧洗浄及び残水排水を行う。

（キ）100ppm 次亜塩素酸ナトリウム溶液による第 1 回噴霧消毒を行う。

（ク）15 分後、第 2 回消毒を行う。

（ケ）ウェットバキュームを用いて完全排水後、30 分間放置し、水張りを開始する。

（コ）受水槽及び高置水槽は、ＦＲＰタンクであるので、第 1 回洗浄は高圧洗浄機によらず、スラッピングパッドを用い、第 2 回洗浄は広角ノズル使用又は圧力を 25 kg／㎡程度に下げて行う。

（サ）機器類の復旧調整を行う。

（シ）異物混入の防止措置等の点検、給水系統のエア抜き、赤水抜きを行い、残留塩素濃度の測定を行う。

ウ　作業終了後、貯水槽内の水を採取し、平成 15 年厚生労働省告示第 261 号の方法により飲料水水質検査を行う。

（2）法第 34 条の 2 第 2 項の規定に基づく簡易専用水道の管理に係る検査を行うものとする。

5　業務完了報告

清掃及び点検並びに検査が完了した場合は、「貯水槽清掃点検報告書（任意様式）」及び「飲料水水質検査結果書（任意様式）」並びに「簡易専用水道検査結果書（任意様式）」を委託者に提出するものとする。

消防用設備点検業務内容説明書

消防用設備点検業務は、業務仕様書に定めるもののほか、消防法（昭和 23 年法律第 186 号、以下「法」という。）及び関係法令の規定並びにこの業務内容説明書に定めるところにより実施するものとする。

1　業務従事者

受託者は、業務従事者として消防設備点検資格者を配置し、業務にあたらせるものとする。

2　対象設備

別記「岩手県立大学盛岡短期大学ひめかみ寮消防用設備一覧表」のとおり。

3　実施回数

年 2 回実施するものとし、詳細については事前に監督員と日程調整を行うものする。ただし、突発的なトラブル発生に対しては、委託者からの指示により、随時対応するものとする。

（1）外観、機能及び総合点検

9 月

（2）外観、機能点検

3 月

4　業務内容

（1）一般事項

ア　「消防法」、「同法施行令」、「同法施行規則」及びこれに基づく告示等に定めるところによる。

イ　点検を行うにあたっては、委託者と十分協議して事故の防止を図るとともに、当該点検に係る設備の概要、状態等を十分把握する。

ウ　点検終了後は、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を再度確認することにより、必ず元の状態に復元しておく。

（2）点検保守

点検は、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検表の様式（昭和 50 年 10 月 16 日消防庁告示第 14 号）」及び「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の結果についての様式（昭和 50 年 10 月 16 日消防庁告示第３号）」に定めるところにより適正に行い、必要に応じ、保守、修理、その他の措置を講ずるものとする。

（3）所轄消防署への届出

法令で定められている期限に必要な書類を調整のうえ、届出を行うものとする。

5　業務完了報告

点検及び保守が完了した都度、「消防用設備等点検結果報告書（様式第 6 号）」を委託者に提出するものとする。

6　経費の負担区分

保守、修理等の措置に伴い、交換等に要した消耗部財類の費用は、受託者が負担するものとする。

別記

岩手県立大学盛岡短期大学部ひめかみ寮消防用設備一覧表

１　消火器具

粉末消火器　　２４本（１階１３本、２階　５本、３階　５本）

２　自動火災報知設備

（１）Ｐ型１級１０回線自動火災報知器　　１台

（２）感知器　差動スポット型　　５８個

定温スポット型　　１５個

煙イオン化型　　１０個

光電式　　２個

（３）地区音響装置　　６個

（４）発信機　　６個

３　避難器具

緩降機　　１台

４　誘導設備

誘導標識　　２４枚（１階９枚、２階７枚、３階８枚）

（様式第６号）

消防用設備等点検結果報告書

受託者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記様式第１　　（その１）

消　火　器　具　点　検　票

名　称		防　火 管理者	㊞
所　在		立会者	㊞

点検種別	機器点検	点検年月日	年　月　日　～　年　月　日
点 検 者	資格　番号 氏名　㊞	点 検 者 所属会社	社名　TEL 住所

点　検　項　目		点　検　結　果								措　置　内　容
		消 火 器 の 種 別						判　定	不良内容	
		A	B	C	D	E	F			
機　器　点　検										
設置状況	設　置　場　所									
	設　置　間　隔									
	適　応　性									
	耐　震　措　置									
表　示　・　標　識										
消火器の外形	本　体　容　器									
	安　全　栓　の　封									
	安　全　栓									
	使用済みの表示装置									
	押し金具・レバー等									
	キ　ャ　ッ　プ									
	ホ　ー　ス									
	ﾉｽﾞﾙ・ﾎｰﾝ・ﾉｽﾞﾙ栓									
	指　示　圧　力　計									
	圧　力　調　整　器									
	安　全　弁									
	保　持　装　置									
	車 輪 （ 車 載 式 ）									
	ガス導入管（車載式）									

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　消火器の種別欄は、該当するものについて記入すること。Ａは粉末消火器、Ｂは泡消火器、Ｃは強化液消火器、Ｄは二酸化炭素消火器、Ｅはハロゲン化物消火器、Ｆは水消火器をいう。

3　判定欄は、正常の場合は○ 印、不良の場合は不良個数を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。

4　選択肢のある欄は、該当事項に○ 印を付すこと。

5　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第１　　消火器具（その２）

消火器の内部等・機能	本体容器・内筒等	本体容器									
		内筒等									
		液面表示									
	消火薬剤	性状									
		消火薬剤量									
	加圧用ガス容器										
	カッター・押し金具										
	ホース										
	開閉式ノズル・切替式ノズル										
	指示圧力計										
	使用済みの表示装置										
	圧力調整器										
	安全弁・減圧孔（排圧栓を含む。）										
	粉上り防止用封板										
	パッキン										
	サイホン管・ガス導入管										
	ろ過網										
	放射能力										
簡易消火用具	外形										
	水量等										
備考											

測定機器	機器名	型式	校正年月日	製造者名	機器名	型式	校正年月日	製造者名

器種名	設置数	点検数	合格数	要修理数	廃棄数

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　消火器の種別欄は、該当するものについて記入すること。Ａは粉末消火器、Ｂは泡消火器、Ｃは強化液消火器、Ｄは二酸化炭素消火器、Ｅはハロゲン化物消火器、Ｆは水消火器をいう。

３　判定欄は、正常の場合は○ 印、不良の場合は不良個数を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。

４　選択肢のある欄は、該当事項に○ 印を付すこと。

５　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第 11　　（その１）

自動火災報知設備点検票

名称		防火管理者	㊞
所在		立会者	㊞
点検種別	機器・総合	点検年月日	年　月　日～　年　月　日
点検者	資格　番号 氏名　㊞	点検者所属会社	社名　TEL 住所
点検設備名	受信機	製造者名 型式等	

点検項目		点検結果 種別・容量等の内容	判定	不良内容	措置内容
機器点検					
予備電源・非常電源（内蔵型）	外形				
	表示				
	※端子電圧	V			
	※切替装置				
	※充電装置				
	※結線接続				
受信機・中継器	周囲の状況				
	外形				
	表示				
	警戒区域の表示装置				
	電圧計	V			
	スイッチ類				
	ヒューズ類	A			
	※継電器				
	表示灯				
	通話装置				
	※結線接続				
	接地				
	附属装置				
	※火災表示等 蓄積式				
	※火災表示等 アナログ式				
	※火災表示等 二信号式				
	※火災表示等 その他				
	※注意表示				
	回路導通				
	設定表示温度等				
	感知器作動等の表示				
	予備品等				

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2　種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
3　判定欄は、正常の場合は○ 印、不良の場合は× 印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4　選択肢のある欄は、該当事項に○ 印を付すこと。
5　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
6　票中※ 印の欄は、自動試験機能を有するものにあっては記入不要。

感知器	外形					
	警戒状況	未警戒部分				
		感知区域				
		適応性				
		機能障害				
	※熱感知器	スポット型	差動　定温(再)　熱アナログ			
		分布型	空気管式			
			熱電対式・熱半導体式			
		感知線型				
	※煙感知器	スポット型	イオン　光電　アナログ			
		分離型				
	※炎感知器		赤外線　紫外線			
	※多信号感知器・複合式感知器					
	遠隔試験機能を有する感知器					
発信機	周囲の状況					
	外形					
	表示					
	押しボタン・送受話器					
	表示灯					
音響装置	外形					
	取付状態					
	音圧等					
	鳴動方式		一斉　区分　相互　再鳴動			
※蓄積機能						
※二信号機能						

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2　種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
3　判定欄は、正常の場合は○ 印、不良の場合は× 印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4　選択肢のある欄は、該当事項に○ 印を付すこと。
5　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
6　自動試験機能を有するものにあっては、異常の発生状況、異常が発生した箇所の整備状況等を記録した書類を添付すること。
7　票中※ 印の欄は、自動試験機能を有するものにあっては記入不要。

自動試験機能	予備電源・非常電源				
	受信機の火災表示				
	受信機の注意表示				
	受信機・中継器の制御機能・電路				
	感知器				
	感知器回路・ベル回路				
総合点検					
同時作動					
※ 煙感知器等の感度（自動試験機能を有するものを除く。）					
地区音響装置の音圧					
※ 総合作動（自動試験機能を有するものを除く。）					
備考					

	機器名	型式	校正年月日	製造者名	機器名	型式	校正年月日	製造者名
測定機器	加熱試験器				メーターリレー試験器			
	加煙試験器				炎感知器用作動試験器			
	外部試験器							
	煙感知器用感度試験器							
	減光フィルター							

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2　種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
3　判定欄は、正常の場合は○ 印、不良の場合は× 印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4　選択肢のある欄は、該当事項に○ 印を付すこと。
5　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
6　自動試験機能を有するものにあっては、異常の発生状況、異常が発生した箇所の整備状況等を記録した書類を添付すること。
7　票中※ の欄は、自動試験機能を有するものにあっては記入不要。

別記様式第 15　　（その１）

避　難　器　具　点　検　票

名　　称		防　火 管理者	㊞
所　　在		立会者	㊞
点検種別	機　器・総　合	点検年月日	年　　月　　日～　　年　　月　　日
点 検 者	資格　　番号 氏名　　㊞	点 検 者 所属会社	社名　　TEL 住所
設　　置　　階			
設　置　場　所			

点　検　項　目			点　検　結　果			措 置 内 容
			種別・容量等の内容	判 定	不 良 内 容	
機　　器　　点　　検						
周囲の状況	設　置　場　所					
	操　作　面　積　等					
	開　　口　　部					
	降　下　空　間					
	避　難　空　地					
標　　識						
器具本体	避難はしご	縦　　棒				
		横　さ　ん				
		突　　子				
		結　合　部　等				
		可　動　部　外　形				
		可　動　部　機　能				
		つ り 下 げ 金 具				
	緩降機	調　速　機　外　形				
		調　速　機　機　能				
		調 速 機 の 連 結 部				
		ロ　　ー　　プ				
		着　用　具				
		ロープと着用具の緊結部				
	すべり台	底 板 及 び 側 板				
		す べ り 面 の 勾 配				
		手　す　り				
	す　べ　り　棒					
	避難ロープ	ロ　ー　プ　本　体				
		結　合　部				
		つ り 下 げ 金 具				

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
　　2　種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
　　3　判定欄は、正常の場合は○ 印、不良の場合は× 印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
　　4　選択肢のある欄は、該当事項に○ 印を付すこと。
　　5　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第 15　　避難器具点検票（その２）

器具本体	避難橋	床板、手すり等					
		接合部					
		可動部	外形				
			機能				
	避難用タラップ	踏み板、手すり等					
		接合部					
		可動部	外形				
			機能				
	救助袋	本体布及び展張部材					
		縫い合せ部					
		保護装置（斜降式の救助袋に限る。）					
		結合部					
		可動部	外形				
			機能				
取付具・支持部	取付部						
	可動部						
	支持部						
	固定環						
	ハッチ	上蓋					
		下蓋					
		使用方法の表示					
格納状況		格納箱					
		格納状況					
総合点検							
器具の取付け等							
降下							
格納							
備考							

測定機器	機器名	型式	校正年月日	製造者名	機器名	型式	校正年月日	製造者名

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2　種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。

3　判定欄は、正常の場合は○ 印、不良の場合は× 印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。

4　選択肢のある欄は、該当事項に○ 印を付すこと。

5　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第 16

誘導灯及び誘導標識点検票

名　称		防火管理者	㊞
所　在		立会者	㊞
点検種別	機　器	点検年月日	年　月　日～　年　月　日
点検者	資格　番号 氏名　㊞	点検者所属会社	社名　TEL 住所

点検項目			点検結果					措置内容
			種別・容量等の内容			判定	不良内容	
			避難口	通路	客席			
機器点検								
誘導灯	外箱・表示面	種類						
		視認障害等						
		外形						
		表示						
	非常電源(内蔵型)	外形						
		表示						
		機能						
	光源							
	点検スイッチ							
	ヒューズ類							
	結線接続							
	信号装置等	外形						
		結線接続						
		機能						
誘導標識	外形							
	視認障害等							
	採光							
備考								

測定機器	機器名	型式	校正年月日	製造者名	機器名	型式	校正年月日	製造者名

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2　種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。

3　判定欄は、正常の場合は○ 印、不良の場合は× 印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。

4　選択肢のある欄は、該当事項に○ 印を付すこと。

5　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

委託業務場所位置図

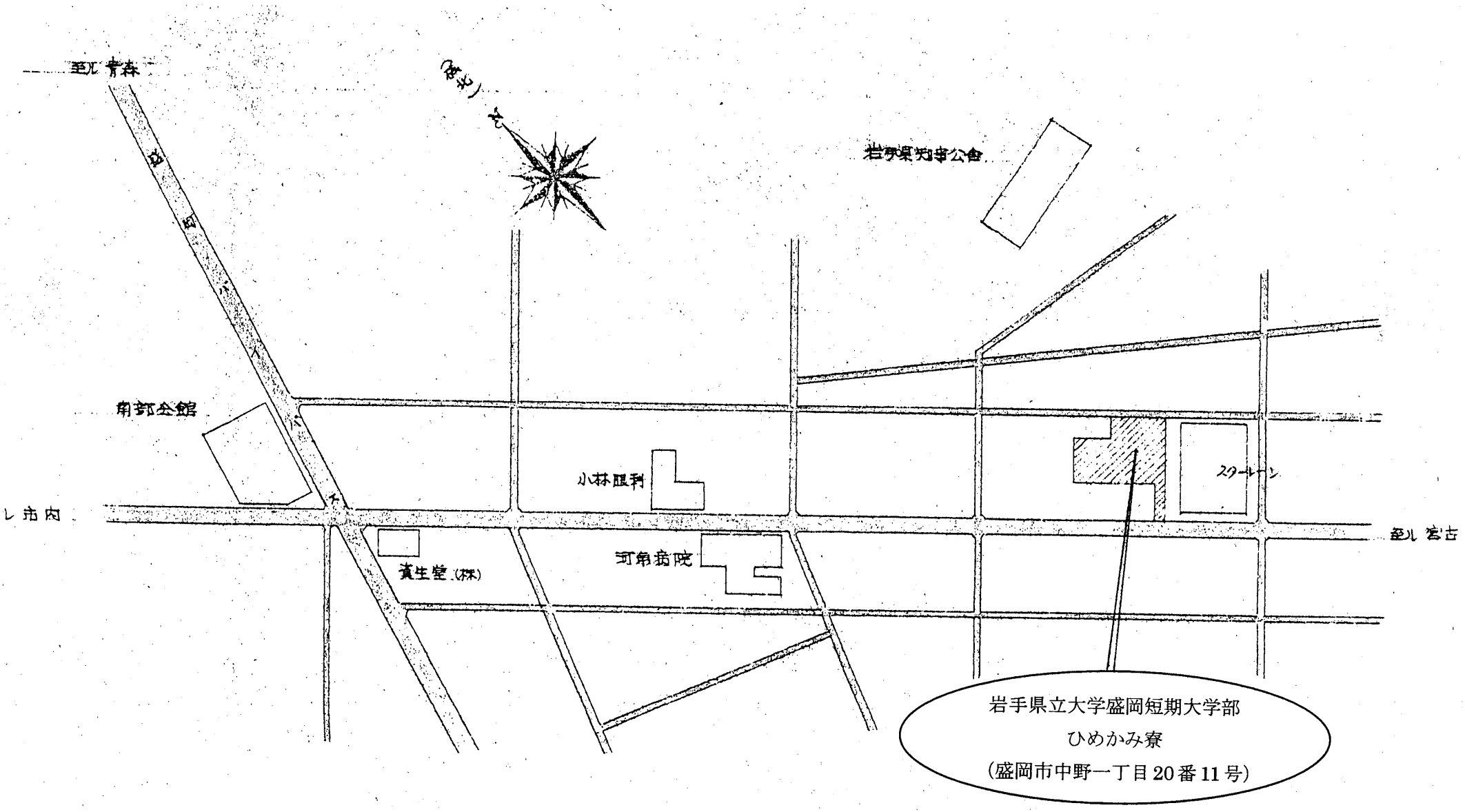
至ル 青森
岩手県知事公舎
南部会館
小林眼科
スタールーン
至ル 宮古
資生堂(株)
河南病院
岩手県立大学盛岡短期大学部
ひめかみ寮
(盛岡市中野一丁目20番11号)
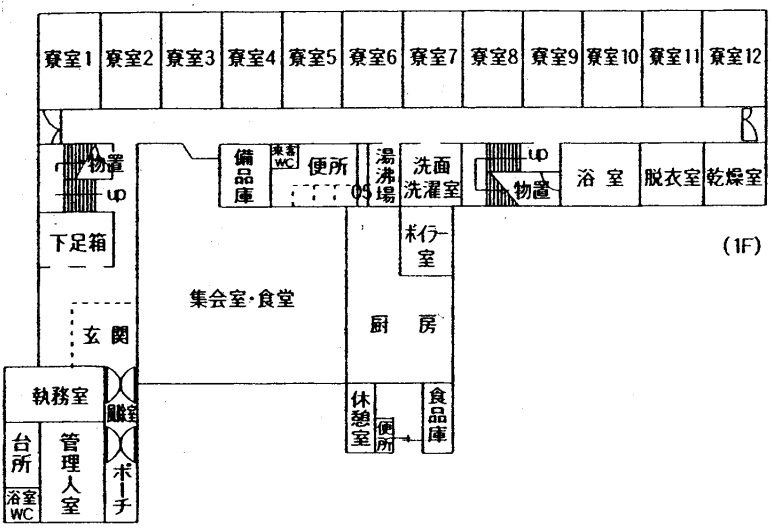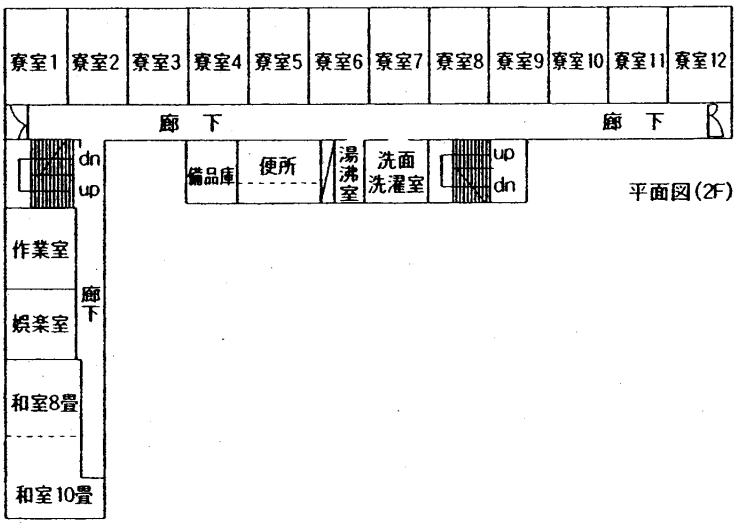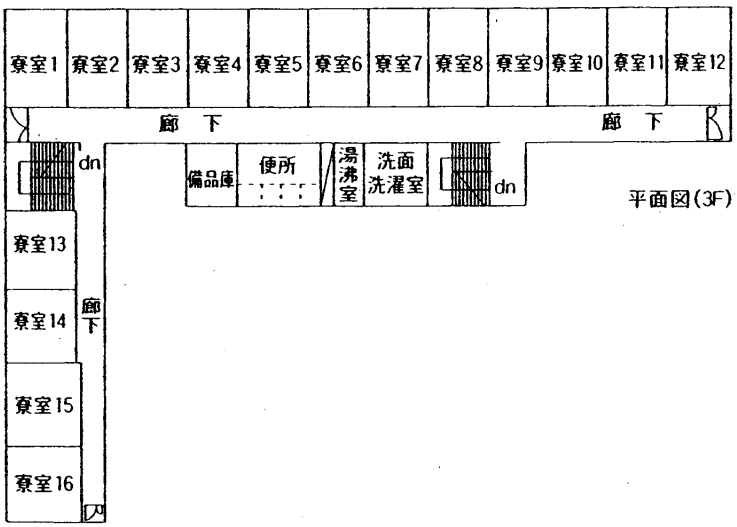
総　面　積：1,333.78㎡
建 築 面 積：630.72㎡
延べ床面積：1,405.80㎡
構　　造：鉄筋コンクリート３階建
配　置　図：下記のとおり